

フランス連帶思想の系譜

——コントからデュヴェルジエまで——

小林六郎

はじめに

- 1 連帶の意味するもの
- 2 連帶をめぐる倫理観
- 3 フランス社会学派の連帶觀
 - I コント：社会有機体的連帶觀
 - II デュルケーム：分業と連帶
 - III デュポン・ウイートとルヌヴィエの連帶理論
 - IV ブルジョワ：準契約としての連帶主義
 - V ジード：経済的連帶觀と協同組合主義

- VI デュギー……公共役務と法學的連帶主義
VII デュガルシエ……政治社會學と統合としての連帶
むすび

かじめに

1 連帶の意味するもの

連帶 solidarité を協力（協働）coopération を意味する。社會はその成員の協力と相互扶助 l'entraide の親和関係の上に成り立つ。個人は社會に対して協同責任を負ふ、社會は個人に対して協同義務を果す。人の人の「各人は万人のため、万人は各人のため」 chacun pour tous, tous pour chacun これが商業と通商と表現される。連帶とは個人と社會、社會と個人同志の親和関係を示すものであるが、連帶は血や血縁を意味するものではなく、単に義務の成立する基礎的な事実を示すとするだ。

あるある 連帶 solidarité を solidaire と由来する法律用語で、債権者に対して債務者が「全体として」 in solidum, pour le tout 負担しなければならぬ責任を意味し、ローマ法 Jus Romanum やは数名の債務者側の連帶責任と数名の債権者の連帶権利を無称した。また古代においては犯罪も連帶性を持つものと考えられ、罪ある者に代

り罪なき者を処罰する」とも、罪の伝承という観念もそれに基づく。やがてナポレオン法典 Code Napoléon においても連帶なる用語を使用し、ある一人が債務を負えるときは、他のある者もこれと不可分の債務を負うという所謂「連帶債務」の意味を明示している。一般的に連帯つまりソリ・ダリテとはある事物の上に起ることが他の事物にも影響を及ぼすと/or/それらの事物相互の依存関係を意味する。また関係が相互的でなく一方的であるとき、たとえば過去の影響が現在にまで及んでいる場合がそれである。この不可分の相互関係・相互依存を抽出し、これを自然科学、とくに生理学ないし生物学的に使用し、さらに転じて社会の構成員間の相互依存関係、つまり社会的相互依存関係 interdépendance sociale を指すようになつた。

2 連帯をめぐる倫理観

連帯 solidarité の理念には倫理的な側面が強調される。この倫理観をめぐって古くから主観的倫理観の立場と客観的なそれとが対立してきた。前者は倫理の問題を理念と個人意識との関連から考察するが、後者は主観的立場を歴史的・社会的具体的状況を捨象した形式的で無内容な観念であり、独善的で形而上のものと批判する。彼らは個人の道徳意識は社会の中で自覚され、したがつて社会は倫理の働く重要な場であり、欠くことのできない契機である。個人の道徳意識を覺醒し、個人を規制し指導する規範性と規制力をもつ社会倫理こそ人間の倫理的なものの対象とならな

くではなうまいといふ。

的成りが社会連帶觀 solidarité sociale やねつた。

Georg Wilhelm Friedrich Hegel 1770～1831 は、既成社会に対する客觀的見地を調査し人倫性の批判を行った。この問題は、オイヘルバッハ Ludwig Andreas Feuerbach 1804～1872 を介してマルクス Karl Marx 1818～1883 の進歩思想などに連続の形態も見られるようになった。十九世纪以降、マルクス主義倫理観と個人の自由を擁護する民主的な社會倫理観を確立しようとする立場との衝突から社會改良主義や社會民主主義の倫理観も生れ、社會悪・組織悪・集團悪などの国家悪が新たに社會倫理の当面する課題となつられた。

3 フランス社会学派の連帯観

フランス連帯主義の理念の形成に密接な関連をもつてゐるにフランス社会学がある。この社会学の成立の基盤には、現実的・合理的に社会を処理しようとする科学的・実証的なフランス市民社会の精神が働いている。その実証科学としての社会学の立場から社会倫理を確立しようと努めるのが広義のフランス社会学派の倫理である。

十九世紀末のフランスの歴史的・社会的状況は、産業革命に起因する産業資本主義とフランス革命後の個人的自由主義とが漸くその矛盾を露呈し、宗教・倫理・道德・政治経済・文化などの各方向から鋭く反省・批判がなされた。いわば不安と危機の時代であつて、「道徳的秩序」*l'ordre moral* の再建こそ急務であった。個人主義に対しては社会性を、したがつて個人を規律する全体性を尊重し、個人本位の自由に対しては社会秩序を維持し、義務観念を強調する思潮が形成されるようになつた。この際、ブルジョア民主主義革命のハイデオロギーとしての自然権 *droit naturel* の哲学と社会契約説 *Contrat social* の原子論的・機械論的な国家観や社会観に対して修正を企図したのがコントである。

I コント……社会有機体的連帯観

ローブ Auguste Comte, 1798-1857 はフランス革命後の社会状況の思想的な原因を、形而上の *méta physique* な進歩観の革命論と神学的 *théologique* な秩序観との衝突であるとして、二者を実証主義 *positivisme* の精神のもとに調和しようとした。

ル・モーリス・ド・ラ・ブレエ、サン＝モーリス・ボラン de la Brede et de Montesquieu 1689～1755 の影響を受いた。サン＝モーリス
ーは個人の役割と権限から従来の歴史学を「歴史的」、社会の一般精神 esprit général を歴史的変革の原動力とする
新歴史学を創立した。ロバート・モーゼの社会の「歴史的」の歴史変革の実機を読み取ったのがモーリス・ボランである
が大であった。モーリス・モーゼは既存の體思懸念の體思懸念の懸念を取上げた。自然科學的精神、伝統主義の問題、サ
ン＝モーリス Saint Simon 1760～1825 のエンタメト・ブーム、ペカル Blaise Pascal 1623～62 の懸念^{トランシアクロダム}、モーリス Anne
Robert Jacques Turgot 1727～81、モーリス・モア J.A.N.de Caritat, marquis de Condorcet 等の「進歩の理念」 idée
de progrès をやぶさめた。

モーリスは方針論的な基礎の上を生物学に求めた。彼は生物有機体と無機体との結合關係にある組織的
秩序と生命的發展から「範疇のトナロジー」を證し、社會構成における「秩序と進歩」 Ordre et progrés の必然的
な關係を説明した。彼は生物学における解剖學と生理學との類比による社會論 Statique sociale — 秩序
の實證 — と社會動學 Dinamique sociale — 進歩の實證 — もを體論的問題とした。前者では社會構造の根本的な特徴を
「社會協和」 Consensus social⁽¹⁾ から程度の協調と連繋を求める、後者ではの根本の原則として「人類の知的精
神の進化の法則」 loi de l'évolution intellectuelle de l'humanité と「社會的法則 loi des trois états または神
學的・形而上學的・實證科學的」として説く。彼は進歩の理性と實證的精神性をもつて規定された實證的秩序および社
會進化の結論を導いた。ロバートは眞の實證性を人類社會のみ指定し、人類全体の連帶性の感情と同情を重視した。
そのうえ個人の絶対的權利の行使と個人の自由の利用とを排し、全体に対する義務と失われた友愛の精神の復活を強

調し、自然法の原理を否定する社会実存論を確立した。

彼はその社会学、sociologie の中で社会連帶を抽象的連帶と具体的連帶との二つの範疇に分類した。前者では社会現象間の相互依存関係が、後者では具体的な社会の依存関係、つまり社会の細胞である家族間の愛着の結合 union と協働 coopération の二つの分類が可能であると説く。結合は家族内部の結びつきを生じ、協働は社会 Societe の細胞である家族間の結びつきを意味するという。家族と社会は社会連帶の二つの定型をなす。彼は有機体 organism に見られる部分と全体との間、および部分相互間の連帶性・相互依存性、相互扶助の関係が人間社会にも適合し、(3) これらは家族をモデルとし保守的な家族主義の色彩が濃いともいわれる。

ともあれ、人々に利他的な愛の道徳が確立され、他の者と社会に対する義務の心情が重視され、人類の連帶性の中に個人の幸福が約束されるとして社会的義務と個人の和解を意図した。

ロント不同于人類とは偉大な存在であり、第一義なものであるが、それはまた伝統的宗教の神に代わるものであった。彼は「愛を原理とし、秩序を基礎とし、進歩を目標とする」(4) これらの人類教を提唱し、カトリックに對して「他人のために生きよ」と述べて愛他主義 Altruisme 的連帶を強調するとともに権威の重要性を確信しているが、他の神学的理論と同じくカトリシズムを否認しつつ、その生涯の第一段階を一種の実証主義的なカトリシズムの創建にささげた。(5)

II ドュルケーム……分業と連帶

エミール・ドュルケーム Emile Durkheim 1858~1917 は道徳を主觀的なものとしてではなく客觀的なもの、すなわち社会的事實 fait

デュルケムは以上の立場と方法を基礎とする幾つかの具体的研究を発表した。そのうちがボルドー Bordeaux 認代に書かれた「社会分業論」*De la division du travail social*, 1893である。

彼は社会的分業 division du travail social が同質的分業から異質的分業へと進む」とを認めて、この変化に基づく社会生活諸般の変貌を論述した。なかでも強調するのは、社会連帶 solidarité sociale における変化であつて、機械的連帶から有機的連帶へ de solidarité mécanique à solidarité organique の推移・発展が指摘された。すなまに、社会的分業は人々の間に相互的な依存関係を強化し、客観的な社会的連帶を高め、社会的能力率を向上せしめる作用がある。

用をもつ、近代社会はこのよだな分業の結果存続する。しかし分業は客観的な分業によらずして主観的な連帯を高める作用をもつ、即ちの労働と他人のそれとは相互補完の関係にあることを自覚せよ、また社会全体の福祉が個々人の労作に依存するといふこと、個々人の幸福もまた社会全体の総労働に依拠していくことを説く。このように分業は道徳的連帯 *solidarité morale* を強化せざるを得かない。

彼は機械的連帯の行なわれている社会を断続的社會 *société segmentaire* と呼ぶ、有機的連帯によって結ばれる社會を有機的社會 *société organique* と名づけた。

以前には集団意識が、個人の自由な意識を圧殺していたのに対し、漸次、社會全体に対する役割が自覚され、個人の自由の擁護や権利の相互尊重がもたらされるという。しかし、あらゆる分業が社會的な連帯を生ずるとは限らない。分離された仕事になんらの統制も存在しないで無秩序と混亂が起つた場合、無統制的分業、仕事の分配が権力や金権によって強制された場合、強制的分業、仕事の分担者が必要な資材を充分に与えないと場合、その他異常形態などでは社會全体の依存関係が混乱する。その対応策として人々は義務を尊重し、協働 *coopération* を促すために職業集團が道徳的連帯の由核にならなければならないと説くが、彼はこの一種のサンティカリズム *syndicalisme* 的な結論をえたとしている。

デュルケームの分業論は、一種の社會進化論ないし、社會類型論とも見られるのがペリー・ホーバー Herbert Spencer 1820~1903 やテノリヒ Ferdinand Tönnies 1859~1936 の比論も問題となる。こうした分業論の推移を促したのは、人口の増と密度、これが動的密度である。彼の分業論が経済学的分業論を超えて、社會的分業論へとれるものたるものである。

また同時の社会の現象として、形態学的事象の意味が確認されたといふことである。シムメル Georg Simmel 1858~1918 は彼の形而下學 sociologie formal の中で社会分化と連鎖の確立との原因を群の拡大の中に求めた。⁽⁸⁾ テュルケームも、迷惑を回らせる、また黙りだ立場から回叢た論議と題した。たゞフランスの無神論者実存主義者マルコ・モントヤ Maurice Merleau-Ponty も、クロード・シガ・ペトローブの著作の中、「われらの社会的現象は「ゆる」やめたりれば現象である」、また「原始的なもの」からの延繩として「進化したるもの」を再構成する立場である。

テュルケームは十八世紀の個人を中心とする社会契約説 Les théories de contrat social を徹底して反対しての道徳社会学を確立したものとし、社会によって人間性の探究を盡みた広義のモラリスティック moraliste である。彼の分業論は精巧ではあるが余りにも形式的で無内容であり、また分業の進展による歴史的段階が不明である、国民社会の現実的な基盤としての統一も連鎖を説明し、その機能的事象や階級的分裂に深く注意を向むかひたとも批判される。また哲學的闇心と歴史的現象との間に問題がある。P. Lacombe 1834~1919、最近ではギルバート G. Gurvitch 1894~1961 がかなり批判された。しかるが、二十世紀初頭の社会学へ「一状況を反映しての社会的現象分析を貴重な特徴とする」といはれて記述される。

III テュルケーム・ウイートル・ルミビエの連邦思想

連邦主義 Solidarisme はフランス第三共和国 Troisième République(1870~1940) の政治の精神である。この連邦主義は社会思想として確立したのがルイ・ブルジョア・シャンル・ルードであった。ルードは1860年に出版した「社会連邦の四講義」 Quatre écoles d'économie sociale, 1890, Genève の中での連邦主義を新学派の名の下に記述する。ルードは

ブルジョアは一八九六年に難読論文、その翌年に講義として「連帯」Solidaritéを発表した。このよつとしの連帯主張は「個の社会問題」として形成された。この連帯主義は連帯の事実を説明するのではなく、連帯の不動の法則 la grande et irrecusable loi à la solidarité に基づいて、人々を事実の法則から導いて行動の法則たらしむようとする。

連帯主義は正義 la justice を基づく道徳的連帯 solidarité morale を主張する。正義は社会の均衡を保つために必要であり、正義を維持する以上は社会生活の最高目的であって社会連帯の道徳上の義務 solidarité-devoir を意味する。したがって連帯主義は、最初から正義と破壊された均衡を回復するのを念願し社会の発展をなる。

さて社会連帯主義には多くの極めて異った傾向が見られる。ロマンの系統を取るテュルケームの社会分業論は連帯に最も強固な基礎を置いた。しかし彼らは十九世紀の中頃、自由主義的大ブルジョアであるデュボン・チャーチ Charles Brook Dupont White が連帯の事実に着目した。彼は社会主義者ではないが、一八四八年の革命を省察し、その著「個人と國家」(1857年) において國家は理性の体現者であり、利害の粗克を超えた存在であると特權的な「位置上の価値」valeur de position を有すると言ふ。彼によれば、「人間は個人におかるよりも国家におかることよりかゝれ、集団が存在の中で組み込むか清められる」。国家は「欲情の無い人間であり、われわれのうちなる、より純粹な、より高ぶるもの」の産物である。それはまた「個人と神との媒介者でもある」という。こうしてデュボン・チャーチは、一画では政治組織の集中化と、他画では国家による国民の経済・道徳生活への干渉を勧告する。「進歩とは法の欠如ではなく、むしろ法をより良く改造する」とである。まだ、自由とは個人が適度な政治的支配を取るのみならず、自由主義者が信念したような権力の弱化や粉碎を決して意味していない、とも

彼はいう。つまり彼は個人主義経済と自由主義とに反対し、社会機構の拡大と国家主権の強化を意図し、一種の国家社会主義の基礎を築いた。そのことは「社会の規律と機關こそ國家である」との準則に要約される。⁽¹²⁾

これに対して新批判主義 néo-criticisme (十九世紀末、ドイツの新カント派の運動に並行しておこったフランスのカント主義派) の創設者の人であるシャルル・ルヌヴィエ Charles Renouvié 1815~1903 は「齊徳の科学」*La science de morale*, 1869 に於ける人格主義 *personnalisme* と批判的合理精神の復興を唱えた。彼は國家ぐる神祕的な信頼を拒否し、社會理念 *idée social* と集團的正義の要求のみを承認した。進歩 *progrès* は必然でも宿命でもなく、また進歩の法則も存在しない。ただ人間の意志による進歩の事実だけがある。實在といわれている社会は、全くの擬制であつて権利と義務とは個人に所属し個人のみが所有しうる。

国家体制の存在理由は、人格と権利を尊重し、個人を自律的・理性的な存在にするにある。正義が支配し、道德的人格の自由が保障され、社会的な債権・債務が公平に処理されるところに国家の目的がある。国家は正義の限界内で干渉し正義を保障し正義を実現するために行動する。彼はルソー Jean Jacques Rousseau 1712~78 と同様に、個人の利益のために、また道徳的人格の発展に対して最も有効な条件を確保するためには國家の権力を認め。彼は「各ントの実証主義を鋭く批判し、その直覺説と対立し経済面では私有財産制度の確固たる擁護者であった。私有財産は人にある程度の財産を所持させて人格の基本的な目的の追求、自由の維持および固有の責任の発展を保障する」に欠くことができない。しかし、用いられる事物は限られ、すべての個人が所有者たりうるわけではない、あるものが権利をもつば必然的に他のものは権利を失う。この事態を救うために、彼は累進税の設定・社会保障制度の創設・労

勵權の是認・生産者協同組合の發展などを示唆している。このことはルヌヴィエの經濟自由主義への激しい抗議を示す。もしも、國家が不寬容な神政々治団体から教育の機能を取上げ、自ら非教会的学校を創設して教育のために家庭の正当な感情を犠牲にし、両親の受持つ責任を否定し、完全かつ徹底的に子供を社会に委ねる要求をするならば、それは国家の侵害行為であると非難する。またルヌヴィエは民主的共和政が市民の要求と国家のそれとを調和させる政体であり、平等を基礎とする共和政は正義の具現であり、矛盾的な制度である私有財産制度がもたらす經濟的・道德的不平等を除去し是正する上に不可欠であるともいう。人間解放を抽象事にせぬために必要な国家干渉を認め、他方、國家の義務のは一八七〇年以降フランス政府を平等主義的民主主義、^{エコール・ライク}非教会的^{エコール・ライク}思想、社会干渉の方向へむけ、個人に正しい位置を与え、フランス第三共和政に政治的正当性を与えた。

の連帯関係をもたらす次第に社会法 droit social が形成されました。

IV ブルジョワ・準契約としての連帯主義

社会連帶に理論的基礎を与えたのが、これが明確にして一般的な指導原則となつたのは、懶進社会党(Le Parti radical-socialiste) 九〇一年成立) の領袖ルナン・ブルジョア Léon Bourgeois 1851~1925 であった。彼は一八九七年の論著「連帯」 Solidarité と一九〇一年の「連帯主義の哲学」 Essai d'une philosophie de la solidarité によると、連帯の理念を語るが如く、それが社会経済政策的な綱領を提出しようとした。

十九世紀末から二十世紀初頭にかけてフランスにおけるル・フレデリック・ル・プレイ Frédéric Le Play 1806~1882 もよろしく彼の学派が、キリスト教的精神に基づく社会改革の必要を認め、社会政策的な改革を提唱した。彼らは社会的・経済的な諸悪を生んだ自由主義的資本主義に反対するところに、唯物論に基づく反キリスト教的な社会主義をも排斥した。所謂社会的キリスト教派がこれである。この教派内に保守的權威の分派や世俗的權威を否認する無政府主義のそれなどが見られるが、彼らは人間の魂の改造いや社会改良の不可欠の条件であるとして、共産主義の唯物論的な経済変革を否認する点では共通であった。また性善説を否定し、自然法則の支配に委ねるなどよりて理想社会 social idéal が到来すると信じながらいた。この点、彼らは個人的自由主義者や無政府主義者との間に明確に一線を劃いていた。⁽¹⁵⁾ このような性格をもつて、ブレハイ学派とは別にルナン・ブルジョアを先頭とする一連の社会連帯主義者は、社会改革の方途を個人主義と集產主義とのせばれ間に見出せようとした。

フランスにおける連帯主義を指導原理として結成されたのが急進社会党である。この党は自由放任主義 laissez faire を否定するが、また私有権の社会化を試みる説をも承認しなじ。一方では個人の自由権を擁護していく、他方では社会全体の福祉のために個人に一定の犠牲を要求する立場をとる。

ルの思想は先進社会党の支持基盤であるトランスクロニクル連帯思想は、反独占主義と反大衆主義、それにフランス革命以来の市民主義と個人主義を内包している。⁽¹⁶⁾

また連帶主義はフランス資本主義の発展とともに、必然的にもたらされた「110家族」による経済統合と、労働者の大衆的運動—労働組合 le syndicat による「労働の独立」などよりて挾撃された中産階層の苦難のマテオロギー的表現でもあり、そのルビナまた第11共和政下の国家の統合 l'intégration の困難な物語である。ルのルビナ・ブルジューが「国家は個人の連合体であり、国家の秩序は一般意志のものに締結される連邦の協約である」⁽¹⁷⁾ などと明かである。社会連帶主義はフランスの国民性に企致し、甘蔗連鎖によって吸入れられて有力な社会的潮流 courants sociaux となりえた。ルの意味で國家の強制的な干渉を必要とするトマソン流の国家社会主義にはフランス人は理解し共感しなかった。個人的自由を尊重し、ただ祖先と社会に負う個人の「負債」 la dette のみの支払を要求する社会連帶主義に対して、その歴史的使命 mission historique を理解し回惑したのも当然である。

ショーン・ブルジョアは社会連帶について「身体上・知能上・精神上の連帯上の 1 次の隕象體における相互依存の關係である」と規定する。彼は人間は科学的知能をもつてゐる 1 個の良心をもつて存在でもあり、理性者として真理を探求し良心者として善を求める。ルの善の実現こそが個人道徳や社会道徳の窮屈の目的である。善は真なるルビナによるのみ実現され、真は善の現実によって価値あるものとなる。すべての個人と社会は善の実現を目標とななければならぬ。それには連帶の法則に従う必要があると説く。⁽²¹⁾

ショーン・ブルジョアは社会連帶を法律的に体系化しようと、「社會的負債」 la Dette sociale や「社會的連契約」

Quasicontrat-social の理論を提唱した。⁽²³⁾ 彼は社会連帯関係を個人よりみて、これを社会に対する個人の負債とみる。人は自己の物質的ならびに精神的存在、および生活の最大の部分を社会に負っているばかりでなく、何人も過去および現在の人々の恩恵をこうむるから、生れながらにして社会に対して暗黙の債務を負担する債務者である。したがつて人はこの債務を社会に返済する義務があるともいう。彼はこの返済の道徳的義務 *le devoir moral* をもとに法律的に理論づけ、その履行は法律的な義務であると解釈する。

すなわちすべての人間は、準契約ともいいうべき事実上の連帯関係のもとに置かれる。これが彼の社会的準契約理論である。法律上の準契約は、当事者がこれを追認したときは契約があつた場合に準じて、この事実に基づいて生じたところの費用を支払うべきであるとの準則を指す。

ブルジョアは連帯関係にある社会生活が、」のような準契約にはかならないという。われわれの生活の大半が、社会に負うという事実は、何人も否認できない。この事実を知つて社会生活を継続しているのは、社会に対する負債を追認するからである。すなわち契約の明示がなくても、暗黙の意志表示による準契約そのものにはかならない。連帯的な社会生活をする者は、社会に対して法律的な意味での債権を負う。これを返済することとは、その意味での義務であり、したがつて連帯の法則は連帯的義務にほかならない。

連帯主義者は連帯の自然的事実を説き、これを行動の原則にしようとする。分業や相続などの事由から平均以上の利益を受ける者は、結局、借越となるし、平均以下のそれを受ける者は貸越となる。したがつて富者は社会に対して債務者であり、貧者はそれに対して債権者となる。

しかし特定の債務者が、特定の債権者に弁済する」とはやれないが、國家や自治体が債務者（雇者）からの自発的、または強制的に弁済（租税）を受け、これを債権者（貧者）に返済する。返済の具体的な形・方法には、無料教育、最低生活の保障、生活上の危険に対する保険などがある。

社会連帯の基本理念は、生存権 *le droit à l'existence* と労働権 *le droit de travail* の保障による社会的正義 *la justice sociale* の回復に基礎をおく。²³ この社会連帯の実践には二つの方法が考えられる。一つは立法的方法であり、他は協同組合的方法である。前者には所謂社会政策的な立法や労働立法がある。すなわち労働者保護法、工場・都市衛生法、老年・災害保険、相互救済法を目的とする地方金庫、住宅・学校の建設などがこれである。²⁴ この財源として所得税・相続税などの累進賦課に関する諸税法を伴う。事実フランスの近代的立法の大半は連帯主義の名のもとに実施された。しかし立法のみを強化するよりは、連帯主義の国家社会主義 *le socialisme d'Etat* の接近を意味するから、一部の連帯主義者は立法中心に対して強く抵抗をする。

後者の協同組合 *la coopérative* による方法は、アーラン Charles Fourier 1772~1837、ルイ・ブルー J.J. Louis Blanc 1811~1882 の組合主義者の伝統を繼ぐ。國家社会主義者 *le socialiste d'Etat* を強制的連帯を主張するが、これが自由連帯 *la solidarité libérale* と並立する。したがつて本来の連帯主義は、むしろこの組合主義によって実現をはかる。協同組合主義も現代の経済組織に不満をもむ、それを改革せんとする点で社会主義者と同じである。彼らは私有財産制を否定はしないが、それを絶対的権利としてではなく、社会的機能であると解釈し、社会的利益と一致する限りにおいてのみ認めめる。また賃金階層の廃絶ではなく、利潤の廃止を求める階級闘争の原理を否定する。

連帯主義の実践は多方面にわたる。連帯の法則が普遍的であるためにはその実践も一、二例とならない。ブルジョアジー（²⁵）は連帯主義派を古典学派の個人主義と集団的社会主义の中間に位置つけ、これに対立せしめる。そして社会改良思想

の形成に着手し、その理念に基づいて社会的施策を強調した。彼は事实上の連邦関係を理想上の連邦関係に「もじらし」、一種の政治哲学なる「社会政策 la politique sociale」としての社会連邦主義を樹立したが政治色彩が強烈である。⁽²⁶⁾

彼はフランス社会主義勢力の旗として進歩運動した中産階級の動向を察し、一八九〇年の総選挙後、委員会 Comité exécutif を設置し血の暴風雨⁽²⁷⁾といふ急進諸派 les radicaux の統命を図り、ついに第一議会グループを編成した。これが後の「急進共和」といわれる急進社会主義の前身である。一八九五年十一月、レオン・ブルジョア内閣を組閣したが五ヶ月の短命で崩壊した。その間、急進派の累年の基本政策の一つである累進的所得税制度の創設を議会に提案したが、保守的な上院の否決するのみとなつた。しかし「左翼に敵なし」 Pas d'ennemis à gauche! の思想を立つレオン・ブルジョア内閣は、一八九九年に組成される「共和国派團體」 bloc républicain の原型ともいわれ、ワルテック・ルソー Pierre Marie Waldeck-Rousseau, 1846~1904 内閣の雛型を提示した。なおブルジョアは国際連邦主義を提唱し、熱烈な国際連盟 la Société des Nations の支持者であったと想はれるが、国際平和維持に力をつくした。⁽²⁸⁾

V ジード……經濟的連邦觀と協同組合主義

レオン・ブルジョアの連邦主義を経済学の領域にとり入れ、經濟的・理論的な基礎を与えたのはシャルル・バー Charles Gide, 1847~1932 であった。ジードの經濟思想は極めて折衷的・綜合的であった。彼は歴史学派の影響を受けて經濟問題に対する歴史的・実證的な考察を重視し、他方では正統学派および限界効用学派に接近し、調和的な理論体系を樹立した。しかし価値論では、元來労働価値説を支持しながらオーストリア学派の限界効用を巧みに取り入れ、客觀主義と主觀主義との折衷に成功した。⁽²⁹⁾

アンド・ジードは正統学派の影響を取じたが、彼は個人的自由主義に批判的であつた。正統学派が強調する自由競争制度下の分業・交換・競争は、自然的で直率的、無計画的で非道徳であるから、そこには正義も愛も命はない。また分業も同様の性格を備えるから経済的連帶 la solidarité économique が存在しないとも説く。⁽³⁾ 交換は掛引であると明らかに意志的な組合ではあるが、愛の行為ではないから連帶の名に値しない。売手間の競争は買手に有利に作用し、生産者間のそれは消費者の利益を増加するとはいいものの、それには連帶関係の必然性はない。要するにペベティア Claude Frédéric Bastiat, 1801~1850 の正統学派の體諭は、経済行為が自然の連帶関係で充分であるとする点にあるところ。

アンド・ジードは社会連帶の責任關係についての発展を「公的連帶」と区別する。第一段階は、古ゼミシパトによる強制労働、当事者の自由な選択を全く認めない世襲制度⁽³⁾のカスト La Caste のようだ。無血縁であり、運動的な自由選択の余地がないから、あだかも生物を有機的に構成する黒胞團の連帶⁽³⁾だ。第一段階は兵役の服務、納税、雇主が労働者に行なう災害・疾病・老年などの強制保険のような強制的ではあるが、多少は関係する個人の意志を考慮に入れるので個人の報酬を享受する。これが le régime corporatif なのである。第二段階は社会の成員の完全な自由意志による自由選択・選任するので契約者の組織が行われる所⁽³⁾だ。協同組合 la coopérative がやねじ「職業組合あるいは組合」—solidarité, réflexie, voulue, active—それがドナム⁽³⁾だ。あた、ドナム⁽³⁾のような発達段階は、シードが強調する社会連帶の本質を映すんだといふの取扱いの意味的な意味での連帶なのである。

さて彼は社会連帶の実践方式を協同組合に求める。私有財産制度に制限を加え、これを改革することは社会改良と倫理化を促すための最良の方法である。協同組合の中には消費組合、信用組合、生産組合などがあるが、いかなる組合でも、そこには最早、売買制や賃金制度は存在せず、交換経済に伴う競争は消滅し、個人間の対立は組合に、競争は協力に、個人的・集団的活動は集産的な一般的欲望に代るのであると強調する。

ジードは協同組合の拡大・普及によって、人類社会を一大協同組合化しようとした。それも自由意志によって組合を組織し、個人の善意に期待し、利己心を抑制して、人間の連帶関係を実現しようとした。しかしジード自身も単に自由意志のみで社会連帶が実現するとは毛頭考えない。すなわち国家および法の強制力によって自然的連帶 *la solidarité naturelle* を補強する必要があるし、あるいは第一段の構えとして、労働者保護法などの社会立法、社会的な諸施設、累進的課税制度の適用を積極的に考慮した。

経済的連帶は組合構成者の自由意志を尊重する。「強制によってなされたものはすぐて精神 *Génie* を失く」(トーラ H) とはジードが協同組合の自由を尊重する際、しばしば用いる言葉である。一八八五年、所謂ニイム学派 L'Ecole de Nîmes (フランス消費組合運動は南仏ニームが発祥地であった) の成立にいたるまで、フランス正統学派が組合主義に関心を持たなかったのはむしろこの自由の点であった。⁽³³⁾

ジードは資本主義体制を一応是認しながら、社会連帶の理念によって、その矛盾・欠陥を除去しようとして、反面では共産主義に対しても否定的で戦闘的でもあった。彼は人間の利己心は否定できない心性と考え、利己心の発動を認めつつ、それを公共の利益と福祉とに調和せしめようとした。ジードは社会連帯主義を基調とする社会改良に情熱を傾け、協同組合、とくに消

費組合 *société coopérative de coopérative* の理論的指導者として活躍した。晩年には一層、政策的・倫理的な傾向を強め、
ヒューリズムとおむる消費のめり意昧・内密を重視し、国際社会においても消費組合を結集し国際連帯主義を推進した。なお連
帶主義を経済学と適用したのは ⁽³⁴⁾ H. Pesch, 1854~1926 であるが、彼の理論は有機的社會觀に基づく発想にはかなりな
い。

VI デュギー……公共役務と法学的連帯主義

デュギー Léon Duguit, 1859~1928 の社会法學的國家論、つまり法的社會連帯主義は二十世紀初頭のフランスの政治・社会
状況を鋭く反映している。教会と國家との分離傾向、労働組合主義と國家主義との対立・抗争、地方分権主義運動の反主権国家
的傾向などが彼の思想の温床となつた。彼はとくに權威主義的で權力的なドイツ公法理論と個人主義的なフランス公法理論とに
鋭い批判を加えた。当时、フランス法学界は、ナポレオン法典の成立以来、伝統的法学である註釈学派が支配的な勢力を占めて
いたが、彼らはフランス独占資本主義（所謂「百家族による独占支配」）の矛盾に対し無自覺、無反省であった。他方、フランス
労働組合C·G·Tを含む左翼陣営は階級闘争を開いていたが、この双方に対してデュギーは新しい団体主義である社会連帯
主義をあまたて国家変遷論において痛烈に論難を加えた。

デュギーの法理論は、コント、スペンサー、およびテュルケームの影響を受け、社会有機体説から実証主義を純化する方向
に進んだ。彼は生物学的事実とは異なり、意識活動の所産である社会的事実 *fait social* は、先驗的や形而上学的な概念を排し、
客観的かつ帰納的に處理されるべきであると考え、社会規範と法規範を社会的事実から非人的な実証的方法によつて導きだそ
うとした。⁽³⁴⁾ したがつて権利や国家の人格性などの概念は、すべて経験に基づかない形而上学的概念であつて、法律的には何の意味

も有しない」と思ひた。

彼は科学派に屬する実証主義者や、社会連帯主義を基調に個人主義的な概念法学的法理論と古セギリシヤ以来の権力としての國家理念を批判し、他の社会的機関と國家の科学的・実証的な解明を強調した。⁽³⁵⁾

彼は客觀主義の立場から客觀法 droit objectif を唱へ。それは連帶關係に基づいて、國家とは無關係で生成した社会生活との「個人大衆の意識」 conscience de mass d' individus を意味する。彼は連帶に基いた権利概念を否定し、統治者の権利に代わる「公共服務」 service public を、また個人の権利に代わるに「社会的職分」 fonction sociale を唱へした。客觀法が認めるのは権利や權利の主体ではなく、「法的地位」 と統治者および個人に対する社会的義務者としての「義務的地位」であるとして連帶の法理論を駁訛した。

人は自覺的存在 être conscient である、社会的存在 être sociale である。社会生活を営む人々は因果の法則 loi du cause ではなく、自由の法則 loi du but と謂う。「目的の行為の法則」が謂ゆる。人は社会生産をやむを切らじて自由意識的・選択的の行動するが、社会規範 norme Sociale と從ふ。この点、社会 société と社会規範 norme Sociale とは不可分の關係である。人は主体的・自律的な存在であるが、必ずしも社会的存在である。相互に「共同の需要」 besoins communs を充足し、国民社會 société nationale を創る。人々が必然的に社会連帶が成立すると、ナショナル化する。

彼らはその類似的なや態の共同行使により「共同物」 biens communs の現実のために相互に協力する。人は異なった才能と多様な需要をもつた「勤労の交換」 échange de service を行なう。人々が大規模で強靭な社会的な凝集力が生まれ、アダム・スミスの說く。

されど、社会規範は其の本質上は單純であつて、社会的規範を規定する「社會反應」 réaction sociale である。社會規範は道德・禮儀・法の三つの規範から成り立つ。この三つの規範は trois parties で、相互に交織し、影響しあう、それぞれの彈性・堅・軟に従つて其質に変化する。その規範がもつ「義務的の性質」 caractère obligation や「命令的規範」 force impérative で、連鎖の事実から出でる。このれが社會的規範をもつた実證的規範 régle positive なのである。(3)

アリギーは社會的のサンチャマン sentiment de la socialité と呼ばれる。これは一社の社會團体を構成する大衆の意識のへゆきを表す。規範のめぐらしさのサンチャマンであり、道徳的・經濟的な規範の発展が基礎となるといふべきだ。一社の規範とはサンチャマンが生じ多数種の體と一致したサンチャマンがあるとが、このサンチャマンに裏打ちされる規範が社會規範である。また社會的のサンチャマンは個々に開拓して、法規範の形成に参加する限りの要因が「正義のサンチャマン」 sentiment de la justice である。それが單純的な正義ではなく実證的なサンチャマンである。

彼は兼 1 と各人の社會因数との統合を示例として規範を取るサンチャマン (區分的正義 justice distributive) と、兼 1 に物や価値が平等で、しかも尊重と交換されるべきであるサンチャマン (區分的正義 justice commutative) をあげる。正義のサンチャマンは、社會因数を個人の意識と離れては、正義は同一心の公平の觀念との組合したゆのど社會規範と見てよい。また社會規範は規範的規範 (法規範) でないし、國族的規範と、それと無關係に存する。したがつて社会的規範は單なる政治的規範ではなく、國族を超越つて國族を正すやう。彼は客観的な立場が

い國家を人格視したり主体とする」とを形而上学的な仮定として排斥する。

やなわち「王政的、シャローベン的、ナポレオン的、集產主義的などの各國家形態は、様相こそ異なれ、すぐには誰一
かの同一の形態にすれどもない」として激しく排撃する。⁽³⁷⁾

國家 l'Etat とする現象は、事実上の強者である統治者 *gouvernant* の弱者である被治者 *gouvernés* の分化より
より両者の統治・支配の事実関係である。したがって國家とは事実上の権力を担う統治者それ自身にはかならない。
統治者が被治者に対して行使する強制的支配力 la force が政治権力 le pouvoir politique である。この権力は公権力ではなく
なく、むしろ物理的強制力を伴う「実質的力」 la force ではないしも権利じながら。したがって主権 la Souveraineté
は政治的権力にはかならないと、ル・ヌイエは提唱する。

彼によれば、統治は社会連帶の事実に基づいて限り正統化されるところ。統治者の地位は権利ではなく義務であり、
したがって政府が「公共役務」 le Service public を合法的に実行する範囲におけるのみ、その権力の行使が認められる
る。社会的連帶の関係が発達するにつれて、統治者の地位は公共役務の分担者となる。したがって國家は「統治者に
よる組織された、統制される公共役務の協力体」 Une coopération de service publics organisés et contrôlés par
des gouvernants となるがゆえ。また政治は政府による組織された公共役務である。彼が公共役務を「軍事的
役務 le service de la guerre 」「警察官役務 le service de la police 」「司法的役務 le service de la justice 」「文化
的役務 le service culturel 」に区別する。前の二つは權威的であり、文化的のそれは管理的である。しかし、ル・ヌイエの
の役務には何等の差異も存在しない。⁽³⁸⁾

デュギーは国家そのもののないこの過失は個人、すなわち公務員が負うし、公共役務の執行による国民の利益は、公正、確実、かつ恒常的に保障されなければならないと主張する。⁽⁴⁰⁾

さらに彼は国際法の主体も国家ではなく、國家の成員である個人でなければならぬとして、国家の人格的主体性を全く否定する。彼は法規の遵守を求め、民主的法治主義を貫く。資本家階級の支配の時代は終り、人は同業組合 la syndicat professionnel, corporation, に結集し、分業的連帶を実現する時代が到来する。それゆえ、公務員は一つの職業組合となり、国家の任務は単なる組合間の調停者 *médiateur, arbitre* すれどもなると強調する。

デュギーの法学における実証主義と社会連帶理論は、フランスの法学と政治学の両学界に広く、かつ深刻な反響を巻き起した。とくに彼の主張した公共役務の観念は、現代行政の社会拡大化の実際に照応するものとして、以後、フランス行政法の判例や学説上に支配的地位を確立した。またデュギーの法學的な職能主義の国家觀、公共役務の理念、地方分権論などは国際的にも影響を与えた。しかし彼の客觀法と「事實上の權力」の理論に対しては、フランス国内の階級対立の現実を充分に解析していくと、依然として形而上学的であるとの政治学上の批判がなされ、やむに法理論の見地からも、統治者はやはり法的權力をもつており、その法學的内容や限界こそ見極めるべきではないかという疑問も提出された。

彼の政治的立場は、社会改良主義的である。国家批判と主権制限を怠ぐあまり、消極国家論においては、国家の絶対主義的性向を抑制する限り A・スミスの消極国家と同様の欠陥は免れない。それはまた個人的自由主義の代りに集団的自由主義を導入したにすぎない。⁽⁴¹⁾

徹底的な実証主義を標榜し、イギリスの多元論者ラスキー Harold Joseph Laski 1893~1950 に大きな影響を与えたデュギーの思想も新自然法の域を出ないと批判もある。今後、福祉国家 Welfare state の建設をめぐり、国家の統制機能が問題化すると

れ、デュギーの理論が大きな示唆を与え、また大衆社会的状況のもとで権力主義と職能主義との相克をどのように解決してゆくかが二十世紀政治学の課題となる。⁽⁴²⁾

VII デュヴュルジエ…政治社会学と統合としての連帯

デュヴュルジエ Maurice Duverge 1917～は、現代フランスの生んだ第一級の政治学者であり憲法学者でもある。パリ大学法経学部教授兼パリ政治研究所主任研究員でフランスの日刊紙 *le Monde* や新左翼の週刊紙 *Nouvel Observateur* の常任寄稿者でもある。⁽⁴³⁾ 彼は政治学の社会科学的研究を重要視し、また研究の過程を通じて法を対象とする社会科学の展開を促し、フランス憲法学の傾向をリードしてきた。さらに隣接科学の学問的成果を大胆に攝取し、フランスの政治学と社会学そのものの水準を向上せしむ、「政治学の諸方法」の発展として「社会科学の諸方法」を確立しようとした。⁽⁴⁴⁾

デュヴュルジエは社会科学の方法論についてつきのよう⁽⁴⁵⁾に提言する。

二十世紀は「社会科学の世紀」と呼ばれていたが、社会科学は自然科学に比らざてなお後進状態にとどまる。今日、科学研究の専門化が進行している反面、社会科学全体の相互依存が見失われる傾向にある。それ故、現代社会科学の発展のためには、方法論の総合的・理論的な再検討と高度の実用性および体系的な展望を与えることが強く望まれる。

社会科学は社会に生きる人間、つまり政治的動物（アリストレス）を学び、人間集団と集合体および共同体を分析する。しかし社会科学の分野は対象 자체をめぐって深刻に分裂する。それは社会科学が長い間にわたって客観的な見地と形而上の・道徳的なそれを混同してきたからである。社会組織を客観的に分析することよりも、むしろそのあらねばならぬ規準の決定を模索することに力点が置かれていたからである。すなわち社会科学よりも社会哲学が先行し、その傾向は現在でも全く消滅したわけだ

はない。十八世紀までは哲学的見地が優勢であったが、十九世紀以降は科学的傾向が支配的となつた。すなわち十八世紀の社会科学は、まだ哲学的傾向が強く対象の規定も不正確であり、その範囲も不明確であった。それゆえ、コントやマルクスの社会科學に対する寄与は大きく、社会学を科学として成立させるのに必要であった。ところが二十世紀の社会科学には分裂の傾向が見られ、一般社会学が個別的社会学を総括する役割をもち、社会学は綜合科学と考えられるようになつた。デュルケームやマルクスは社会科学の統一性の回復に尽力した。この社会科学の統一性は、マルクスによつて確認され、マルクス主義は歴史を社会学の中に全面的に統合しようとした。

現代においては民族誌学・社会心理学・人類学・経済学・人口統計学・生態学・言語学・法社会学・政治学のように個別化が顕著になり、社会的事実の複雑化、観察技術の多様化などのために社会現象を全体的に把握し、諸現象間の相互関連を解析する上に専門化を進める必要がある。⁽⁴⁷⁾

さらに現代は社会科学についての一般理論が不在である。ソ同盟においては専門家たちがマルクス主義的宇宙説明論に帰依しているのに、西欧においては、個別的分科の枠内で部分的な理論が提唱されてはいるが、社会科学の相互関連性は失われている。このような社会科学の分裂は最早、時代遅れで、これを回避するためには一般性の専門家を養成し、一般的理論を確立し、^{アンセル・ディキンズ・グリフィン}分科相互間の研究を活発にするための共同研究を促進しなければならない。

今日、観察の諸技術—資料・統計・資料分析・内容分析・標本抽出・実験・面接・社会調査……などは、一九一九年から一九三九年にわたりアメリカ合衆国において著しく発達したが、反面、別の困難な問題が発生した。それは探究の概念的な組立が不在だということである。事実の集積量は驚異的なものがあるが、そこから抽出できるものがないという「^{イベル・アーチャー・ラッセル}事実過多症」への非難が起る。この過多症への反動がアメリカ合衆国や他の諸国にも顕著になつてゐる。ここにおいてデュヴェルジエは、「⁽⁴⁸⁾全面社会科学」を提起する。

これは人間の社会活動の全領域を研究の対象とする。研究および教育の専門化は、研究対象である集団の性質に従つてなされる。なぜなら社会的現実は一つの「連帶的全体」であるから社会的活動を区別するのは不合理かつ困難であるから。したがつてある類型のすべての社会集団を研究しなければならない。

全体的社会学には三つのカテゴリーが前提となる。(1)大きな集団から人工的に遊離した社会集団——小集団・基礎的集団・政党・社会学・都市および共同体の社会学——を研究する。(2)複雑な社会集団のうちで、自律的な全体を構成するもの——諸国民の社会学、後進社会の研究(民俗誌学)——を研究する。(3)あらゆる社会における社会集団を研究する。——これには一般社会があげられよう。

また全体社会の社会学として、(1)人類は一つの社会組織として、それ自身で一種の社会的な「總体」*le tout* を形成する。(2)現代国家、都市國家、帝国、超国家的全体は、「複雑な全体」を形成し、各々は「連帶的な全体性」を構成しつつ人類的全体に融合しようとし、後進社会の孤立化は急激に衰滅している。(3)なお諸國家および後進社会は、全体的人類共同体よりも現実的には社会的実在性を有している。

さらに国家および超国家的全体社会の社会学として、原始的な後進社会の研究も活発であるが、複雑な近代的全体社会の研究は、(たとえば国民性とか超国家的全体社会)は未発達の状態である。他面、構造とか現実の機能よりも歴史的起源の研究が進捗している。

政治学は基本的には国民国家の研究であり、それは専ら権力・権威の視覚、すなわち統治・行政・政治勢力の視覚からなされ、そのうえ、個別社会学の諸成果、民族的氣質および諸氏族の心理の研究の成果などが積極的に摂取されている。

ついでニチュヴェルジエの政治学に言及することにする。

彼は「政治学の対象は、それ程むづかしい問題を提起しないが、それは権威と為政者および権力の科学である」と

定義する。⁽⁵⁰⁾

従来、政治学を国家の科学—国民社会の組織的権力と見る説と、社会集団の組織的権力の科学とする説とが論争を展開してきた。この点、国家の権力は完成された形態と組織とをもつが、国家以外の集団のそれは未発達であるから國家権力の研究が緊要である。ある社会学者は小集団と大集団とに分類し、前者では権力闘争は個人間でなされ権力の組織も微弱であるが、後者では権力は構造と階序を伴う組織となる、というが両者は切り離せない。

ここでデュヴェルジエは政治学を微視的政治学 *micropolitique* と巨視的政治学 *macropolitique* に分類する。前者は個人的接触を基礎し、後者は他の人間を媒介しての関係、つまり行政的関係を基盤にするが、両者は同じ比重で研究することが切望される。⁽⁵¹⁾

十九世紀以降、政治学は他の科学と同じく科学的に研究されるものと信じられてきたが、社会科学の発達がかえつてその野望を抑制するという皮肉な結果となつた。今日では調査方法—統計・世論調査・大衆操作・電子計算機などを駆使し、科学的・技術的処理は発達したが、それでもなお測定不可能な領域があり、直観で捕捉しなければならない非合理的で不正確な事実が無数にある。

政治学の重要性は、偽装をあばき、神祕のヴェールを剥ぎとり、選択の真の条件を明示することにある。⁽⁵²⁾さらに政治的な意志決定には客觀的事実と価値判断が伴う。⁽⁵³⁾政治はつねに相反する価値と感情を内包するが、これこそ政治の本質であり現実の姿なのである。政治は基本的には闘争であり戦闘である。権力を掌握する個人や集団は、社会集団を支配し利益を収奪する。⁽⁵⁴⁾小数者の特權維持のために多数者を奉仕させるなどはその例である。他面では、秩序維持

や正義の確立に努め、特殊利益に対しても公共の福祉や一般利益を保証し、個々人を共同体の中に統合する。したがつて国家は（一般的には）社会の制度化された権力であり、階級支配の手段となる⁽⁵⁵⁾反面、社会秩序の確立と社会の統合および公共の福祉を指向する。

ルルレド彼は闘争と統合とのよきな基本的な見解を示している。

闘争 le combat と統合 l'intégration との関係は複雑であり、闘争とは統合を具現化しようとする努力にほかならない。闘争は血の統合を生じ、対立自体を通じて対立そのものを排除し、調和ある共同体の実現を目指す。従つて政治闘争は一面では、個人・集団・階級の間で権力の獲得と分割および権力に影響を及ぼすために争われ、同時に命令する権力とそれに抵抗する市民との争いの一面をもつ。闘争には政治・イデオロギー的・生物的・心理的・人口的・地理的・社会的・経済的・文化的な諸要因があり、それに闘争の枠・組織・武器・戦略戦術上の限界が附隨する。

ルルレド統合は社会の統一過程であり、社会成員の秩序観を基礎に調和的な共同体を形成する。したがつて政治的統合 l'intégration politique は、この過程において組織された権力、つまり、政府（國家）の果す役割をもつ。統合は連帯や la solidarité を実現し、暴力的・流血的な解決は政治の喪失を意味する。暴力の排除には、①敵対者の物理的力の排除し、連帶の発動を規制する。②より開化した暴力形態を採用する。③物理的強制力 la violence physique の代りに他の手段を探るなどがあげられるが、などよりむ「最後の手段」 ultima ratio として暴力を否定し、闘争を堅定するなどが妥協・協力・統合の第一歩である。したがつて政治闘争は討論・対話・論議・投票・多数決制の形をとる。國家の「権力の暴力」 la violence du pouvoir を一般の利益や共通の福祉 l'intérêt général et le bien commun

に彼は連帶関係についてのよう言及する。

(59)

国に向けるとき、暴力の意味・内容は変る。政治とは暴力手段の独立・集中・組織化であり、物理的暴力を司法的暴力

連帯関係は共同生活の構造自体から生起し、個人は錯雜な交換関係を通じて相互に依存する。デュルケームは、この第一の型の連帯関係の源泉を「分業」*La division du travail*に求めた。連帯関係は閉鎖的な未開社会の経済では充分に発達しないが、交換が特殊化するにつれて密接となる。そして資本主義経済においては連帯関係は物質的である⁽⁶⁰⁾。それで心理的ではないし、また個人は私的利益のみに支配され、客観的には同胞への奉仕のようであるが、その内実は⁽⁶¹⁾、利己主義もまた人間疎外だからである。利己主義もまた愛他的動機をもつてこれに代えようとする。

デュルケームは連帯の第二の源泉を「類似」La ressemblanceにあるといふ。社会関係は類似を基本に、言語・宗教・慣習・神話・価値体系などを共有するが一般的には文化を共有することが社会関係の基礎である。それゆえ、他の集団との成員との相異性を自覚するにつれて、自己集団の類似性を強く意識する。したがつて集団的な接触も、距離的

な近れぬ、まだ田舎いも類似の本質的な要素となる。

孤立 l'isolement は境界を明確にし、自然の境界をつくり集団の「一体化」を促す。対外的な危機感や外敵の脅威がそれが現在であるが、虚構である、集団の「一体化」として繋がる。A. J. · テイントー Arnold Gospn Toynbee 1889 ~ は、抗争・挑戦・困難への抵抗など社会關係の進展に大きな影響を及ぼすと想ふ。しかし連邦関係は共同社会の成員の類似や物理的な近れどよのではなく、それなりにその集合體 representation collective が因する。この点、共同社会の成員の過去や彼自身および未来による彼らのイメージが、したがって真正な歴史や伝統が彼らの連帯忠心性を育成する上に不可欠の要因となる。このことは、國此以外の集団などハム圓のルートである。

平均的市民の単純化された横顔、「被剥離された國此タベ」 stereotypes nationaux は、社會の表面の像の漠然性格が反映する。フランスの Jacques Bonhomme, ドイツの le Michel, ドゥラカの象徴的 loncle-Sam のイメージがこれ無視でない役割を果す。集団が田舎の大絵画のイメージは、多分、一極強化要因となる。〔敵がなむれき、此は亡矣〕 Sans いりson, le peupure perit. とは躍動の圖葉であるが、あぐいの社會集団として神の約束の地が必要である。連帶關係は人間の本能に密着し、動物社會の「相互牽引」 l'interattraction は人間の社會にも適合する。心理学者は孤独の不安について述べ、創生期の「人は孤独ではよろしくない」 Il n'est pas bon que l'homme soit seul. などの圖葉を引用する。集団は精神的共同体であるうとし、個人はその集団に血肉を埋没してしまふ。現実の不完全で、不正・浅薄な共同体の彼方に人間は調和の共同体を夢見る。そのため、集団の成員は利口主義や闘争および孤独な生

活から解放され、個人は法的な拘束・交換や分業の機構、貸借の鎖などから解きほけられ、相互理解・愛他主義・愛情 la compréhension mutuelle, l'truisme, l'amour によって結ばれる。マルクスとテヤール・ド・シャルダン Teilhard de Chardin (一九五五年死去) とは、形式」を違ひ、その夢は妄想ではなく、その実現に向つて人類は努力精進するものと考えていた。⁽⁶²⁾

ところでのデュヴェルジエは教育の統合に及ぼす影響を重視して次のように言及する。

教育は統合を助長する。教育によつて対立と抗争の無益を自覚せしめ、市民の心に共同社会の感情を育成し、物的な連帶関係の重要性を認識させる。また教育によつて市民と共同社会の連帶関係を直接に教え、全成員の連帶的心情を育成する。技術の進歩も連帶関係を助長する反面、国家の統合機能も強化す。現代社会の発展につれて連帶関係の傾向と個人が各自の快適な生活やヨコイズムに閉じこもり、孤立の傾向を迎えることとの矛盾をどのように解決するかは今後の重要な課題となる。⁽⁶³⁾

デュヴェルジエは書斎的なデュルケーム派学とアメリカ的な社会調査などを批判しつゝ、政治社会学、とりわけ権力社会学の一つの方向を示した。現代は政治的変革の時代——集団の噴出、集団間の摩擦の増大、テクノロジーの拡大、社会的アノミー状況、階級的行動の顕著化、ヨーロッパ市民秩序の崩壊、政治的異常現象（ナチス・ファシズムなど）、国家秩序と統一性の危機——である。このことは社会過程と政治過程との相互浸透と政治の構造変化をもたらし、従来の制度的研究や調整と均衡に力点を置く政治理論では解釈ができなくなつた。したがつて社会形態・文化様式・生産手段などを背景に、集団の性格と集団心理、政治意識、政治行動などを動態的、相互作用的に取扱う実証的分析科学が強く要請される。

デュヴェルジエは人間性の基本的な特質を把え、権力の本質と機能を解析し、権力の偽装をあばき、とりわけ秩序と統合の神話を明らかにする。デモクラシーの抗争過程にメスをいれ、抵抗としての自由の意味・内容を再認識するとともに、集団心理・集合表象・文化的要因を重視する。彼は連帯としての政治事象を実証的な経験科学の立場から克明に追求し、そのメカニズムを分明にする反面、政治的・大衆的統合のイデーと「秩序と自由」の調和の原理としての社会連帯とを、また政治的・社会的現実の中にフランスの新しい民主主義への省察と信条とを表明し、高度の職能的・福祉（奉仕）国家の意味づけを指向しているようと思われる。

む　す　び

以上のようにフランス社会連帯思想の系譜を辿つてきたが、社会連帯思想を形成する要因としてつぎのものが考えられよう。

(1) フランスの国民性の視点からは、自然と人間との調和への信頼の持続、多様性の承認、明晰な論理と批判を好む知性、具体性に富む実証精神、比例のとれた調和への指向、安定への憧憬、個人の自由への熱望、などがあげられる。

(2) フランス中産階層の精神構造の視点からは、個人主義的心性、保守性と現状維持性、組織と規律への反発、権力への不信と警戒、國家権力の弱化への願い、自由を権力への抵抗と観念する、などが指摘されよう。

(3) 第二共和政の政治的視点からは、(a) 中産階層を支持基盤とする急進（社会）党が、第三共和政ないしフランス古

典型的社會主義の精神的支柱となつた。⑤無能な議会、小党分立、凡庸で無能な政府、守旧的な政治等、強大な官僚群と軍部、⑥秩序を重視する家父長的權威主義（カトリック教會・王党派・右翼・軍部・農民）と個人主義的自由主義（中產階級・知識層・共和派）、⑦おと集體主義（労働者・都市の下層市民・進歩派・左派）との抗争、⑧政治の硬直化現象、などが特徴づかふる。以上の諸事象から理解される所、社會運動問題はフランスの社會的アノマリー現象と政情不安の反映であつ、フランス資本主義がめだらした所謂「過渡の三十年期」の影響である。そして、「秩序と自由」の闘争を希求するフランス中產階級の保守維持的立場のベーリヤー的表現である。

既にフランス社會は社會主義の流動化、古く権威的統制の帝國主義政策からの脱皮、重工业産業の国有化、社會主義政策の実現化、通商の複数化、職能化の進行、上層ブルジョアジーの後退、中產階級の動盪、共産黨の躍進、進歩などが見られた。したがつて暴力な權力と權威的リーダー・シップが取扱われ、フランス・ユーローライバムと良識とに支えられた「社會運動」が、政治的・大衆的統合の基盤となり、また大衆操作の理據的支柱としてベーリヤー化されたのである。⁽⁴⁾

(註)

- (1) A. Comte; *Cours de philosophie positive*, édition Sehleicher Frères, 1908, tome IV, p. 192.
- (2) A. Comte; *Discours sur l'esprit positif*, 1844, édition classique, 1914, pp. 2-3.
- (3) 訳註・改譯共譯、社會運動論稿 翻譯編 論著編 一九五七年 四八頁。
- (4) Roger Daval; *Histoire des idées en France*; 1953. 第二卷・中產階級・社會運動論稿、フランス社會運動史 一九五四年

「〇」の下、聯社、タヤシ、文庫。

- (1) J.P. Mayer; Political thought in France, 1949. 五十音圖書館。J.・P.メイエー・マーナーの政治思想、邦題翻訳。一九五九年。
- (2) E. Durkheim; Les règles de méthode sociologique, 1895. Chap I. II. 参照。
- E. Durkheim, De la méthode objective en sociologie, 1901; Revue de synthèse historique 参照。
- (3) E. Durkheim; De la division du travail social, 1893. 参照。
- (4) 優勝・立憲政、聯社編、『110』 参照。
- (5) 言語・立憲政、福澤諭吉、『110』 G. Simmel; Über sociale Differenzierung, 1890. 参照。
- (6) Andre Robinet, La philosophie française (Collection Que Sais-Je? N° 170) ハノン・アンドレ・ローベ、著、聯田・聯正共訳、『110』 参照。
- (7) 竹下敬次郎、ハトムケ連邦思想、聯社編、『110』 参照。
- (8) Jacques Droz; Histoire des doctrines politiques en France (Collection Que Sais-Je? N° 304) 1948. ハヤシタ・ドロス、著、聯田・聯正共訳、『110』 参照。
- (9) 聯田・聯正共訳、『110』 参照。
- Charles Renouvier; La science et morale, 1969.
- 聯田・聯合共訳、『110』 参照。
- (10) 聯田・聯合共訳、『110』 参照。
- ハトムケの社会思想ハトムケ新編、乃山龍嶽、監修、三十九一―九九頁。
- 一原忠二ハトムケ連邦思想、教諭課一
- (11) P.G.F. Play, La réforme en France, 1964. 参照。
- P.G.F. Le Play, L'organisation du travail. 1870. 参照。
- (12) 三木忠一譯、ハトムケ著『米露西の憲法』、邦題、監修、一九一三頁。《米露西の政治行動》(一原著)

- (17) Ferdinand Buisson; La politique radicale, 1908, pp. 213~216.
- (18) Léon Bourgeois; la Solidarité, 1922. P. 190.
- (19) Léon Bourgeois; Essai d'une philosophie de la Solidarité 1907, p 2.
- (20) Léon Bourgeois; Solidarité, p. 12-13.
- (21) Léon Bourgeois, Solidarité p 16.
- (22) Léon Bourgeois; Essai d'une philosophie de la solidarité, 1902, p. 17.
- (23) Léon Bourgeois; Solidarité 7^e Edition, 1912, p. 53, p. 190.
- (24) ルイ・ル・ブルジョワ、ソルダリテ、監写用、ヨーロッパの進歩論、教諭講。
- (25) Léon Bourgeois; Solidarité, L'idée de solidarité et ses conséquences sociales 参照。
- (26) Célestin Bougle; Le solidarisme, 1907, 2^{ed} p 8.
- (27) 三井地主、福澤諭吉、1905年。
- Albert Milhaud; Histoire du radicalisme 1951. P. 103. 参照。
- Léon Bourgeois; Définition du radicalisme, 1908 参照。
- 畠田・中尾共説、福澤諭吉、1905年 参照。
- (28) Léon Bourgeois; L'œuvre de la Société des Nations (1920-1923) 参照。
- ル・ブルジョワ、ソルダリテ、ヨーロッパの進歩論、監写用、大日本出版社。
- (29) 畠田道一著、近世社会問題の進歩論、監写用、1905年 参照。
- (30) Charles Gide; La solidarité économique, dans "Essai d'une philosophie de la solidarité p. 215.
- (31) Charles Gide; Ibid, p. 211.
- (32) Charles Gide; La coopération, pp. 115~117. 参照。
- ル・ブルジョワ著、ソルダリテ、監写用、1905年 参照 (ハニカムの進歩論、教諭講)
- (33) Charles Gide; Le programme coopérative et l'économie libérale, p. 22.

- (34) Léon Duguit; Leçon de droit public général, 1926, pp. 34~35.
- (35) 横田英輔著「日本憲法史」昭和11年(大正・昭和初期)1120-1141' 119×-1198頁 参照。
近衛英輔著「日本憲法史」昭和11年(大正・昭和初期)111-115頁 参照。
- (36) Léon Duguit; Traité de droit constitutionnel, 2 vols. 1911-1 参照。
- (37) 横田英輔著「福澤著」1111頁。
- (38) Léon Duguit; La Théorie générale de L'Etat, p. 54.
- (39) 横田英輔著「前掲書」1111頁。
- (40) Leon Duguit; Traité de droit constitutionnel 2e ed 5 vols. 1921-1925, II・III 参照。
- (41) 国田繁蔵著「政治小説」1111頁。
- (42) 国田繁蔵著「前掲書」40-41頁。
- (43) M・ル・ル・ル・ル著「横田英輔著」政治小説「政治小説」1101頁。
- (44) M・ル・ル・ル・ル著「深瀬忠一・樋口豊」共著「社会統治の構方法」新潮社「1968年」1111頁。
- (45) Maurice Duverger; Méthodes des sciences sociales, 3 ed, 1964, Paris.
M・ル・ル・ル・ル著「深瀬忠一・樋口豊」共著「社会統治の構方法」勁草社「1968年」1111頁。
- (46) 深瀬・樋口共著「前掲書」八-1頁。
- (47) 深瀬・樋口共著「前掲書」八-1頁。
- (48) 深瀬・樋口共著「前掲書」六四頁。
- (49) 深瀬・樋口共著「前掲書」七-1-41頁。
- (50) 深瀬・樋口共著「前掲書」五-1頁。
- (51) Maurice Duverger; Sociologie politique, 1967. pp. 57~59.
- (52) Maurice Duverger; Introduction à la politique, Gallimard, 1964.
- 横田英輔著「政治学入門」新潮社「1968年」1111頁。

- (53) Maurice Duverger; op. cit. p. 11.
- (54) 薦田^{スル}証^{シテ}、権^{スル}職^{スル}人^{スル}者^{スル}大^{スル}。
- (55) 薦田^{スル}証^{シテ}、権^{スル}職^{スル}人^{スル}者^{スル}大^{スル}。
- (56) 薦田^{スル}証^{シテ}、権^{スル}職^{スル}人^{スル}者^{スル}大^{スル}。
- (57) Maurice Duverger; op. cit. p. 298.
- (58) Maurice Duverger; op. cit. pp. 300~301.
- (59) Maurice Duverger; op. cit. pp. 302~303.
- (60) Maurice Duverger; op. cit. p. 307.
- (61) Maurice Duverger; op. p. 308.
- (62) Maurice Duverger; op. cit. pp. 309~310.
- (63) Maurice Duverger. op. cit. p. 319.
- 大^{スル}、(55) 薦田^{スル}証^{シテ}、権^{スル}職^{スル}人^{スル}者^{スル}大^{スル}。
- (64) Charles Seignobos; L'hiétaire sincère de ler nation française, 1933, ed. Piedere.
○・アーヴィング^{スル}証^{シテ}、権^{スル}職^{スル}人^{スル}者^{スル}大^{スル}。
- Andre Siegfried; Tableau des partis en France 1930, Paris 參照。
- 大^{スル}、(55) 薦田^{スル}証^{シテ}、権^{スル}職^{スル}人^{スル}者^{スル}大^{スル}。
- Andre Mauroe; Portrait de la France et des Francaies, 1931年 參照。
- 大^{スル}、(55) 薦田^{スル}証^{シテ}、権^{スル}職^{スル}人^{スル}者^{スル}大^{スル}。

